

## 2021 年度労働環境モニタリング結果

2020 年9月より、労働環境モニタリングの変革に取り組んでいます。従来の、第三者機関による抜き打ち監査から、工場が業界共通のフレームワーク「SLCP: Social and Labor Convergence Program(労働環境基準統合プログラム)」のツールを通じて、主体的に労働環境のリスクや課題を把握し、改善する仕組みへの移行を進めています\*。

2021 年度までに実施したモニタリングプログラムの仕組み、および 2021 年度のモニタリング結果は以下の通りです。

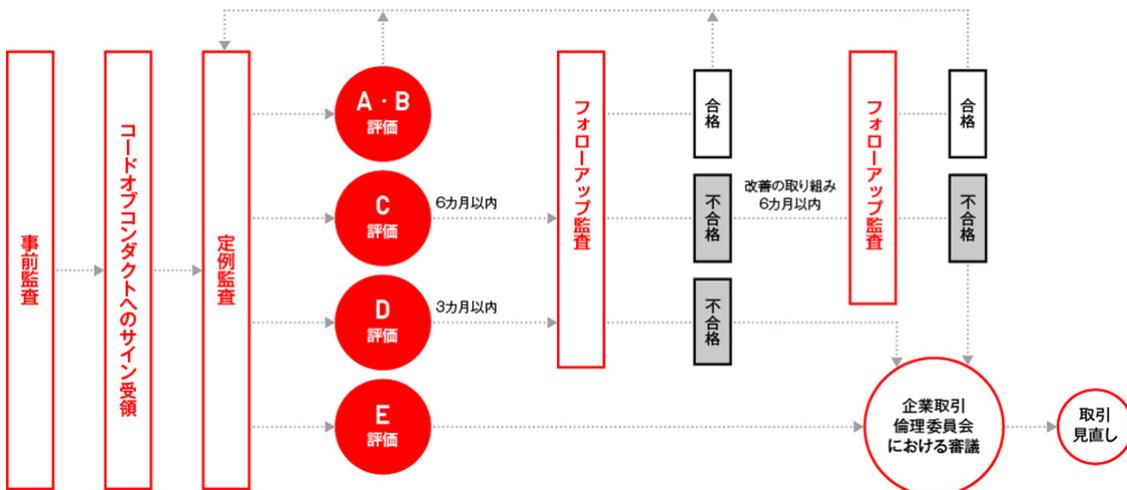
\*2021 年度は、中国の 75 工場が SLCP フレームワークによる自己評価と第三者検証を実施しました。Higg FSLM によって評価した結果、平均スコアは 77%でした。

### 労働環境モニタリング

#### ■ 取引先工場の労働環境モニタリング

すべての縫製工場と主要素材工場を対象に、「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」に基づき、人権侵害、労働環境、環境保全などの項目について第三者機関による監査を実施しました。前回の監査結果通知の一年後に第三者機関が抜き打ち監査を行い、改善が必要な工場については、ファーストリテイリングの従業員が、取引先工場とともに改善活動に取り組みました。

#### ■ 労働環境モニタリングの仕組み



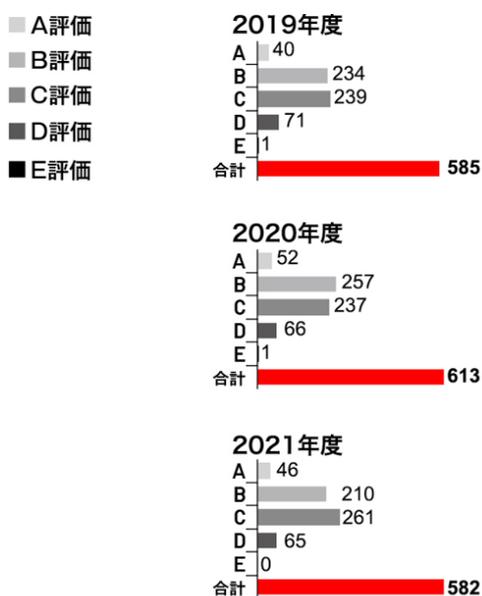
労働環境監査を定期的実施し、取引先工場を A~E のグレードで評価します。「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」を遵守し、指摘事項が全くない取引先工場は A 評価となります。比較的低リスクの低い違反事項が認められた工場は B 評価となります。人権を侵害する恐れや、現地の法令に違反する労働安全衛生上の違反(例えば、工場従業員にマスクや手袋などの作業用保護具が適切に支給されていないなど)が認められた場合は C 評価となります。人権侵害や安全衛生、賃金や福利厚生上の重大な違反(例えば、非常口の施錠や賃金計算の不備など)が認められた場合は D 評価となります。C・D 評価となる違反事項が、フォローアップ監査でも解決されていない場合は、取引量の削減や取引停止につながる可能性があります。児童労働や強制労働などの深刻な人権侵害や、安全衛生上の極めて重大な違反が認められた場合は E 評価となります。C・D 評価となる違反事項が解決されていない場合、および E 評価の場合、企業取引倫理委員会に上程されます。企業取引倫理委員会では、当該工場の経営・雇用状況も踏まえた審議が行われ、取引の停止や見直しを生産部門に勧告します。

### 労働環境モニタリング結果

#### ■ 労働環境モニタリング結果

縫製工場の労働環境モニタリング結果について、経年推移を開示しています。2021 年度の労働環境モニタリングの

結果は、2020年度と比べ、C評価工場の割合が増え、E評価工場は0工場でした。当期より、監査で見つかった個別の問題に対処するだけでなく、問題を未然に防止するための工場の労働環境マネジメントの仕組み強化に取り組み始めました。労働安全衛生訓練や職業病リスク検査、労働災害の管理体制など、未然防止の仕組みについてのチェックを厳しくした結果、C評価の工場が増えました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で現場訪問が制限されることがありましたが、リモートでの現場指導を実施し、工場の状況確認と適切な改善を実施しました。



評価	内容
A 評価	指摘事項が全くない
B 評価	比較的リスクの低い違反事項が認められた
C 評価	人権を侵害する恐れや、現地の法令に違反する労働安全衛生上の違反(例えば、工場従業員にマスクや手袋などの作業用保護具が適切に支給されていないなど)が認められた
D 評価	人権侵害や安全衛生、賃金や福利厚生上の重大な違反(例えば、非常口の施錠や賃金計算の不備など)が認められた
E 評価	児童労働や強制労働などの深刻な人権侵害や、安全衛生上の極めて重大な違反が認められた

### ■ 2021年度の監査における指摘項目

2021年度に実施された監査において、「生産パートナー向けのコードオブコンダクト」の項目のうち、「健康と安全性」と「労働時間」に関する指摘が多く検出されました。指摘が拳がった工場には、再発を防止する管理システムの構築を要請しました。

